

第 18 排煙設備

1 機器点検

点 検 項 目		点 検 方 法	判 定 方 法 (留意事項は※で示す。)
防煙区画壁	固 定 壁	目視により確認する。	ア 壁面に著しい変形、損傷、亀裂等がないこと。 イ 間仕切りの変更等により撤去されていないこと。 ウ 壁が撤去されてなく、他の部分へ貫通する開口部が設けられていないこと。
	可 動 壁	周 囲 の 状 況	目視により確認する。 ※ 模様替え、増改築、用途変更の有無を確認し、防煙区画の状態をチェックすること。
		外 形	目視により確認する。 変形、損傷、亀裂等がないこと。
		機 能	目視及び降下又は開閉操作により確認する。 ア シャッターのガイドレールに損傷等がなく、防火戸が開閉式のものにあつては、ストッパー等の脱落、破損等がないこと。 イ 閉鎖時において間隙を生じないこと。 ウ 確実に作動すること。 ※ 遠隔操作による場合は、空調機器等に支障がないかどうかを確認してから行うこと。
排煙口及び給気口	周 囲 の 状 況	目視により確認する。	周囲に煙の流動等に障害となるような棚、物品等が置かれたり、造られていたりしていないこと。
	外 形	目視により確認する。	枠、パネル、排煙ダンパー及び取付金具に変形、損傷、著しい錆、腐食、異物の付着等がないこと。
	機 能	目視及び開閉操作により確認する。	ア 排煙ダンパーの取付部に損傷、緩み等がなく、正常に作動すること。 イ 排煙ダンパーの回転部に緩みがなく、回転動作が円滑であり、完全に開放すること。 ウ ラッチ受け、ストッパー等により確実に停止すること。 エ ロック部に錆びつき、塵あいの付着等がないこと。 ※ 排煙機、給気機と連動しているものは、連動機構を停止してから行うこと。
風 道	周 囲 の 状 況	目視により確認する。	可燃物（木材、紙、電線等）が接触していないこと。
	外 形		ア 著しい変形、亀裂、損傷等がなく断熱材等の脱落もないこと。 イ 防火区画の壁等を貫通する部分の埋めもどし材が脱落していないこと。 ウ フィルターが設けてあるものは、異物の付着、塵あいのつまり等がないこと。
	支 持 部	目視及び所定の操作により確認する。	ア 支持金具に著しい変形、損傷、脱落等がないこと。 イ 支持金具の支持部及びナットにがたつき、緩み等がなく、堅固に固定されていること。
	防 火 ダ ン パ ー	目視及び所定の操作により確認する。	ア 取付部に緩み、がたつき、錆等がないこと。 イ 塗装、異物の付着等がなく、円滑に作動すること。
	接 続 部	目視により確認する。	ア 排煙機、給気機及び排煙口、給気口等との接続部のフランジ部に損傷、変形、ナットの緩み等がないこと。 イ パッキン等の損傷、脱落等がなく、接続部の緩み及びがたつきがないこと。

電動機の 制御装置	制 御 盤	周 囲 の 状 況		目視により確認する。	火災による被害を受けるおそれの少ない位置に設定され、周囲に使用上及び点検上の障害になるものがないこと。
		外 形		目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
	表 示		目視により確認する。		ア スイッチ等の名称等に汚損、不鮮明な部分がないこと。 イ 銘板等がはがれていないこと。
	電 圧 計 及 び 電 流 計		外形及び指針を目視により確認する。		ア 変形、損傷等がないこと。 イ 指針の指示値が所定の範囲内であること。 ウ 電圧計のないものにあつては、電源表示灯が点灯していること。
	開 閉 器 及 び ス イ ッ チ 類		目視、操作及びドライバー等により確認する。		ア 変形、損傷、腐食、端子の緩み、発熱等がないこと。 イ 開閉位置及び開閉機能が正常であること。
	ヒ ュ ー ズ 類		目視により確認する。		ア 損傷、溶断等がないこと。 イ 所定の種類及び容量のものが使用されていること。
	継 電 器		目視、ドライバー及びスイッチにより確認する。		ア 脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がないこと。 イ 確実に作動すること。
	表 示 灯		目視及びスイッチ等の操作により確認する。		著しい劣化等がなく、正常に点灯すること。
	結 線 接 続		目視及びドライバー等により確認する。		断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
	接 地		目視及び回路計により確認する。		著しい腐食、断線等の損傷がないこと。
	予 備 品 等		目視により確認する。		ヒューズ、電球等の予備品、回路図、取扱説明書等が備えてあること。
起 動 装 置	自 動 式 起 動 装 置		煙感知器は自動火災報知設備の要領に準じて確認する。		ア 煙感知器の機能は、自動火災報知設備の点検要領に準じて判定すること。 イ 感知器の作動により排煙機が確実に作動すること。
	手 動 式 起 動 装 置	手 動 操 作 箱	周 囲 の 状 況		使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
			外 形		変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
		表 示		損傷、脱落、汚損等がなく、手動起動装置である旨の表示が適正であること。	
ハンドル及びレバー等		目視及びハンドル又はレバー等の操作により確認する。		ア ハンドル及びレバーの損傷、脱落等がなく、ワイヤロープの切断、錆つきがないこと。 イ ハンドルは、片手で容易に回転して、開放装置が作動すること。	
排煙機及び給気機	外 形		目視及び手で触れることによって確認する。	ア 排煙機又は給気機の周囲は、点検に支障となる物品等が置かれてなく、可燃物（木材、紙等）が接触していないこと。 イ 室内に設けられているものにあつては、当該室の壁、出入口等の破損がないこと。 ウ 室外に設けられているものにあつては、雨露の影響を受けない措置がなされていること。 エ 排煙機又は給気機の取付部のボルト・ナットがはずれていたり、緩んでいたりしないこと。 オ 風道との接続部（フランジ部）にナットの緩み、破損等がないこと。	

	電 動 機	回 転 軸	目視及び所定の操作により確認する。	回転が円滑であること。
		軸 受 部	目視により確認する。	潤滑油に汚れ、変質、異物の混入等がなく、必要量が満たされていること。
		動力伝達装置	目視及び所定の操作により確認する。	ア プーリと回転軸に緩みがなく、変形、損傷、著しい摩耗等がないこと。 イ Vベルトは動力を伝達するに支障のない緩みであり、損傷、摩耗、油脂の付着等がないこと、
		機 能	目視及び所定の操作により確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ 著しい発熱、異常な振動、不規則又は不連続な雑音等がなく、回転及び回転方向が正常であること。 ※ (ア) 操作を行う際、空調機器等の関連機器への影響を確認して行うこと。 (イ) 運転による機能の点検を行うとき以外は、必ず電源をしゃ断して行うこと。
	回 転 羽 根	回 転 軸	所定の操作により確認する。	ア 回転羽根の回転は、円滑で正常な方向に回転し、異常振動、異常音等を発しないこと。 イ 回転羽根の曲がり、折損等がないこと。 ウ 回転羽根とケーシングとが接触しないこと。
		軸 受 部	目視により確認する。	潤滑油に汚れ、変質、異物の混入等がなく、必要量が満たされていること。
排 煙 出 口			目視により確認する。	ア 雨露に接する部分に著しい腐食、損傷等がないこと。 イ 排煙出口の周囲に煙の排出に障害となる物等がないこと。 ※ 隣接建築物に増改築等が行われ、風向、風速等が変わる場合があるので合わせて確認すること。

2 総合点検

点 検 項 目	点検方法（留意事項は※で示す。）	判 定 方 法
排 煙 機 及 び 給 気 機	非常電源に切り替えた状態で、自動又は手動の起動操作により確認する。 ※ 病院等で非常電源に切り替えて点検することが短時間であっても困難な場合は、常用電源で点検することができるものとする。	排煙口、給気口等の開放と連動して、排煙機及び給気機が確実に起動すること。
可 動 壁		可動壁が確実に作動すること。
電 動 機 の 運 転 電 流		電動機の運転電流値が許容範囲内であること。
運 転 状 況		運転中に不規則、不連続な雑音又は異常な振動、発熱がないこと。
回 転 羽 根		回転及び回転方向が正常であり、かつ、異常な振動等がないこと。